

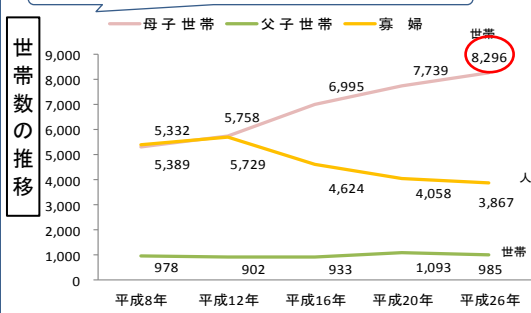
# 山梨県ひとり親家庭等自立促進計画(仮称)の概要

## 計画の概要

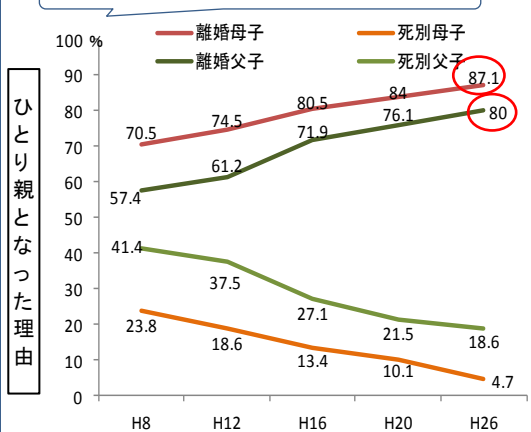
- 1 計画策定の趣旨  
ひとり親家庭及び寡婦に対し、きめ細かな福祉サービスと自立の支援を総合的かつ計画的に展開する。
- 2 計画の位置付け  
○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成27年10月2日厚生労働省告示第417号)に基づく計画【第3期】。  
○「やまなし子ども・子育て支援プラン」、「やまなし子どもの貧困対策推進計画(仮称)」と連携を図る。
- 3 計画期間  
平成28年度～平成32年度(5カ年)
- 4 計画の推進  
○国・市町村等と適切に役割を分担しながら、相互に連携し施策に取り組む。  
○計画の進捗状況を把握するため、6つの取組指標を設定する。

## 5 ひとり親家庭の世帯数等

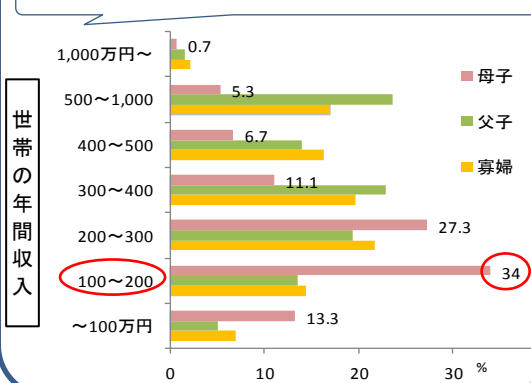
母子世帯は増加傾向にある



離婚によるひとり親が増えている



母子世帯の平均年収は約240万円



## ひとり親家庭等の状況(現状と課題)

※( )内は前回調査比の増減ポイント

### 1 相談・情報提供機能の充実

- 【現状】・ひとり親等の悩みごとは就労、しつけ、健康など多岐にわたる  
・福祉施策を知らない者の割合が高い 父子世帯13.5%( $-27.6$ ポイント)
- 【課題】・福祉や教育、労働部局等との幅広い分野にわたる機関との連携や仕組みづくりが必要  
・市町村窓口や母子・父子自立支援員等の相談関係者の資質の向上が必要  
・必要な支援が必要な者に行きわたるような周知の工夫が必要

### 2 就業支援の推進

- 【現状】・母子家庭の母は、結婚・出産等により、就業経験が少ない  
ひとり親になったとき無職であったが就業した母子世帯36.7% ( $-1.3$ ポイント)  
・母子家庭の母は非正規雇用の割合が高い 母子世帯50.4%( $+6.9$ ポイント)  
・高収入や身分の安定を求め、転職したいと考えている者が多い  
母子世帯49.7%( $+4.1$ ポイント)、父子世帯41.3%( $+6.5$ ポイント)、寡婦37.9%( $+5.9$ ポイント)
- 【課題】・託児付きの技能訓練等の実施が必要  
・養成機関へ修学し、就職に有利な資格を取得する者への支援が必要  
・ひとり親を雇用する事業主への支援への取り組みが必要

### 3 子育て・生活支援の充実強化

- 【現状】・子どもが病気の時、ひとり親自身が世話をする者が多い  
母子世帯84.6%( $-0.9$ ポイント)、父子世帯62.2%( $+8.4$ ポイント)  
・自分自身が病気の時、世話をしてくれる者がいない者が増加  
母子世帯18.8%( $+3.4$ ポイント)、父子世帯21.5%( $+5.4$ ポイント)、寡婦14.2%( $+5.2$ ポイント)  
・親同士の情報交換の場や子どもの居場所作りが求められている
- 【課題】・日常生活支援事業やファミリーサポート、病児保育など、安価に利用できる保育サービスの提供が必要  
・ひとり親自身が病気となったときの家事や育児の負担軽減が必要  
・既存施設等の開放による、親の情報交換の場の提供が必要  
・放課後児童クラブ等子どもの居場所づくりが必要

### 4 養育費確保の推進

- 【現状】・離婚によるひとり親家庭が増えている  
母子世帯87.1%( $+3.1$ ポイント)、父子世帯80.0%( $+3.9$ ポイント)  
・養育費の取り決めをしている者の数が少ない  
母子世帯50.6%( $+5.2$ ポイント)、父子世帯18.9%( $-2.7$ ポイント)
- 【課題】・養育費の取り決めについての助言が必要  
・養育費を確実に取得するため、専門家による相談などの支援が必要

### 5 経済的支援の推進

- 【現状】・ひとり親家庭等の収入は低い水準にある  
平均年収：母子世帯約240万円( $+29$ 万円)、父子世帯約405万円( $-35$ 万円)、寡婦約370万円( $+43$ 万円)
- 【課題】・必要に応じた福祉資金の貸付支援が必要  
・児童扶養手当の支給や医療費の助成による経済的支援の継続が必要

## 山梨県ひとり親家庭等自立促進計画(案)

### 基本理念

ひとり親家庭等が自立し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり

### 基本方針

- 1 国・県・市町村の役割分担と連携
- 2 関係機関相互の協力
- 3 相談機能の強化
- 4 子育て・生活支援の強化
- 5 就業支援の強化
- 6 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進
- 7 福祉と雇用の連携
- 8 子どもの貧困対策

### 基本目標

- 1 相談・情報提供機能の充実強化
- 2 就業支援の推進
- 3 子育て・生活支援の充実強化
- 4 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進
- 5 経済的支援の推進

### 具体的な施策

#### 1 相談・情報提供機能の充実強化

- (1)相談体制の充実 相談窓口の機能強化、弁護士による法律相談の実施 等
- (2)相談関係者の資質向上 相談関係者への研修の実施 等
- (3)広報啓発の充実 ニーズに合った効果的な媒体での情報発信 等

#### 2 就業支援の推進

- (1)就業のための支援 児童扶養手当現況届時のハローワークとの連携強化 等
- (2)能力開発のための支援 自立支援給付金、国家資格等取得応援給付金の給付 等
- (3)就業機会創出のための支援 事業主に対する奨励金等の実施 等

#### 3 子育て・生活支援の充実強化

- (1)子育て支援の充実 病児保育、放課後児童クラブの拡充、保育料の軽減 等
- (2)生活支援の充実 ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 等

#### 4 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの推進

- (1)情報提供の充実 養育費相談支援センターと連携した支援の実施 等  
※養育費相談支援センター：養育費に関する関係者への研修や個別相談を国から受託して行う機関
- (2)相談体制の整備 取り決めや不払い等に係る法律相談の実施 等

#### 5 経済的支援の推進

- (1)福祉資金の貸付 県、県社会福祉協議会等による福祉資金の貸付 等
- (2)児童扶養手当の支給 児童扶養手当の支給 等
- (3)医療費の助成 ひとり親家庭医療費助成事業の実施 等
- (4)就学の支援 高校生等奨学給付金の給付 等

### 計画の取組指標

項目	H26現況値	H32目標値
ひとり親家庭の親の正規雇用率	母子家庭 36.3% 父子家庭 60.2%	39.4%に近づける 67.2%に近づける※3
母子家庭等就業・自立支援センターで実施する講座の受講者数※1	45人	60人
日常生活支援利用時間数※2	252時間	370時間
放課後児童クラブの実施箇所数	217カ所	258カ所 ※4
病児保育の実施箇所数	26カ所	35カ所 ※4
養育費の取り決め状況	母子家庭50.6% 父子家庭18.9%	母子家庭60.6% 父子家庭23.1%

※1 母子家庭等就業・自立支援センター：技能訓練等を実施

※2 日常生活支援：ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、子育てや家事を支援

※3 やまなし子どもの貧困対策推進計画(仮称)成果指標H31目標値

※4 やまなし子ども・子育て支援プラン取組指標H31目標値